

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市協賛取扱要項第6項に規定する「協賛への謝意」について、必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者へ謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

評価額	感謝状	対応方法	対応者
50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
50万円未満 10万円以上	感謝状	持参	事務局長
10万円未満	礼状	郵送	事務局長

3 協賛企業名等掲載基準

協賛企業名を掲載する基準については、次のとおりとする。

評価額	ホームページ	プログラム
100万円以上	協賛者名や物品名（写真含む） （HPがあればリンク貼付） ※金額掲載の希望があれば対応可	カラー1 / 1ページ 協賛者名 ロゴ等
100万円未満 50万円以上		1 / 1ページ 協賛者名 ロゴ等
50万円未満 10万円以上		1 / 2ページ 協賛者名
10万円未満 1万円以上 （一口協賛を除く）		1 / 3ページ 協賛者名
一口協賛（1万円）		1 / 12ページ 協賛者名

4 この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

【備考】

- ・ 協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。
- ・ 贈呈式については、協賛者の意向を確認して実施する。
- ・ 同一者から複数回にわたり協賛があった場合、謝意の実施については、原則として基準に基づいてその都度実施するものとし、企業名等の掲載（プログラム）については、累積した額を評価額として掲載するものとする。